

○財務省告示第八十三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年財務省告示第百五号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう~~に~~改める。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十七条第三項第二号の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十九条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現</p>	<p>個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十六条第三項第二号の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十九条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現</p>

金であることができる事務所を指定したので、
告示する。

金であることができる事務所を指定したので、
告示する。